

第二期 / 大竹市 子ども・子育て支援 事業計画



大竹市では、「大竹市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、乳幼児から小学生を中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯への施策を展開してきました。

近年、少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、子育て世帯への支援を一層強化することが求められるとともに、児童虐待の防止など専門的で複雑・多様化している子育て支援のあり方について検討が必要となってきました。

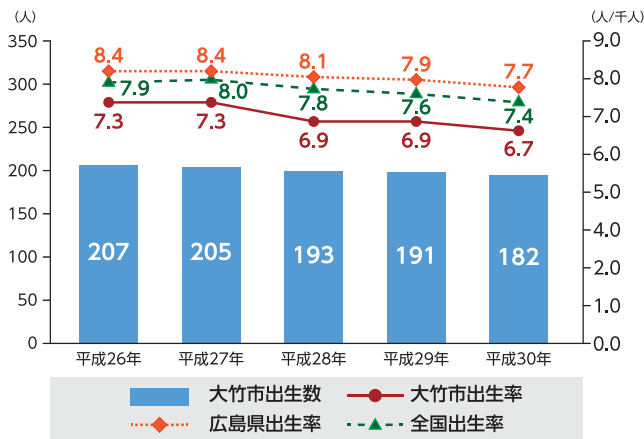
このような状況を踏まえ、教育・保育事業の量と質の充実や子育て支援事業の充実、子どもたちが健やかにたくましく成長できる環境整備などを進めるため、

18歳未満または高等学校卒業までの子どもと子育て世帯を対象とする「第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年度～令和6年度)を策定しました。



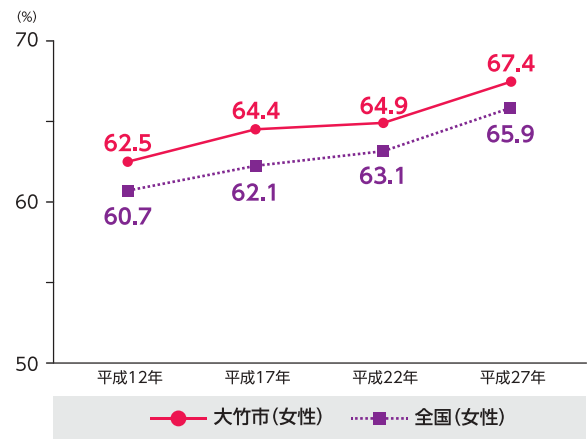
1 子ども・子育てを取り巻く状況

出生数と出生率



資料:住民基本台帳

就業率(女性25~44歳)



資料:国勢調査



出生数・出生率ともに、近年は横ばいから減少傾向で推移しています。

女性の子育て世代(25~44歳)の就業率をみると、全国平均より高く推移しています。



「子育て支援ニーズ調査」の結果と傾向

【対象】「就学前児童」「小学生児童」のいる計800世帯(一部重複あり) 【回収率】就学前児童世帯53.9%小学生児童世帯50.3%

- 父親は長時間労働, 母親も高い就業率(就学前児童→6割弱, 小学生児童→8割弱)
- 幼児教育・保育の無償化により幼稚園の預かり保育や認定こども園の利用希望が増加
- 小学校低学年の間は放課後児童クラブ(学童保育)を利用したい世帯が多い
- 「子育てについて日頃悩んでいることや気になること」として
 - ・就学前児童のいる世帯→「子どもの食事や栄養, 病気や障害, 発育や発達」「子育ての方法や子どもへの接し方が分からない」「子どもと接する時間や余裕が十分に持てない」の割合が高い
 - ・小学生児童のいる世帯→「子どもの友人関係, 登園・登校」「子どもと接する時間や余裕が十分に持てない」の割合が高い
- 「大竹市に求める子育て支援」として
 - 「公園や児童館などの遊び場の充実」「子育て世帯への経済的支援の充実」「希望の幼稚園や保育所(園)などに入れるようにしてほしい」「幼児教育の充実」などを求める声が多い
- 「大竹市の子育て支援に対する印象」として
 - 「公園や道路, 公共施設などが子育て世帯に配慮されているか」に対して「いいえ」が「はい」を上回っている

《大竹市が取り組むべき子育て支援の課題》

- ◎ 子育て世帯の多様なニーズへの対応
- ◎ 子どもの育ちを支えるための子育て支援の体制づくり
- ◎ 子育て世帯が地域の中で安心して生活できる環境づくり



2 基本理念と施策体系

基本理念

子育てをしたいまち おおたけ

～みんなで作ろう「おおたけ子育て好循環^{サイクル}」～

子どもたちが親や周囲からもらった愛情により成長し、次の世代につないで循環するまちづくりを推進するとともに、地域ぐるみで子育てを支援する環境が整い、子育てに関する喜びが共有され、子どもを生みたい・育てたい・支えたいと思えるまちの実現を目指します。

基本的な視点

基本理念を実現するため、3つの基本的な視点のもとに子育て支援施策を展開します。

視点
1

すべての子どもが健やかに成長できるまち



- 子どもの最善の利益を第一に、子どもの権利を尊重するとともに、子どもの健やかな成長と幸せが実現するまちを目指し、様々な施策に取り組みます。
- 障害のある子どもや経済的な問題を抱える家庭の子ども、要保護・要支援児童、外国籍の子どもなど、様々な状態や環境にある子どもが分けへだてなく生活し成長できるよう、それぞれの立場に立った子育て支援施策に取り組みます。
- 子どもが個性豊かにたくましく成長し、自らの夢や希望を叶える力を身につけられるように、生きる力を育成する教育・保育の推進、豊かな心を育成する多様な体験活動などを充実します。



視点
2

すべての親が子育ての喜びを実感できるまち

- 核家族化や共働き世帯の増加に伴い、子育てに対する親の負担は増していることから、仕事と子育ての両立支援や、子どもの居場所づくりなど、子育て世帯の実態に応じた支援を充実します。
- 初めて子を持つ親や子育てに悩む親への相談支援や親子が交流できる場づくりを推進します。
- 母子保健の充実や食育の推進などを通じて、親子が心身ともに健康に暮らせる環境を作ります。

視点
3

地域と市民が共に子育てを喜び合えるまち



- 地域共生社会を目指し、多世代の交流や地域での子育て支援の輪を広げます。
- 教育・保育施設などだけでなく遊び場や道路・通学路などの安心・安全の確保や、犯罪や事故に巻き込まれないための訓練・教育の実施、地域住民による見守りなど、地域における子育て環境の充実を図ります。

施策体系

基本理念

子育てをしたいまち おおたけ
～みんなで作ろう「おおたけ子育て好循環」～
サイクル

基本的な視点

- 視点1 すべての子どもが健やかに成長できるまち
- 視点2 すべての親が子育ての喜びを実感できるまち
- 視点3 地域と市民が共に子育てを喜び合えるまち

〈〈〈 基本理念を実現するための施策 〉〉〉

① 子育てが楽しい まちづくり

- (1)総合的な子育て支援体制の整備
- (2)家庭教育の推進
- (3)多世代の交流の場づくり

② 母子の健康づくり

- (1)安心して妊娠・出産できる環境の整備
- (2)母子保健の充実
- (3)食育の推進
- (4)小児医療体制の充実

③ 仕事と家庭の両立支援

- (1)保育体制・保育サービスの充実
- (2)児童の安全・安心な居場所づくり

④ 様々な環境にある子どもや子育て世帯への支援

- (1)児童虐待・DV防止対策・要保護児童支援の推進
- (2)障害のある児童などへの支援
- (3)経済的負担の軽減

⑤ 健やかな次世代の育成

- (1)幼児教育・保育の推進,小・中学校との連携促進
- (2)小・中学校教育の推進
- (3)青少年の健全育成

⑥ 子育てにやさしい生活環境の整備

- (1)世代にあった遊び場の確保
- (2)子育てバリアフリー化
- (3)交通安全・防犯活動の推進

3 量の見込みと確保方策

「量の見込み」は「どのくらいの利用が見込まれるか」、
「確保方策」は「どのくらいの人数の受け入れや利用ができるようにするか」をそれぞれ数値で表したものです。



就学前児童の教育・保育事業

子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分に認定してサービスを提供します。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号	3～5歳	該当しない	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳	該当する	保育所・認定こども園
3号	0～2歳		保育所・認定こども園・地域型保育事業 ^(※)

※地域型保育事業 … 小規模保育や家庭的保育など、通常の保育所よりも少ない人数を受け入れる保育事業

量の見込みと確保方策

(単位:人)

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (3～5歳)	量の見込み	228	232	211	210	197
	確保方策	235	235	250	250	250
2号認定 (3～5歳)	量の見込み	343	348	317	316	297
	確保方策	390	380	375	375	368
3号認定 (0歳)	量の見込み	49	47	45	44	42
	確保方策	40	46	51	51	52
3号認定 (1～2歳)	量の見込み	210	193	200	193	185
	確保方策	189	211	219	219	213

【1号認定】 市内には幼稚園が1か所(私立)、認定こども園が1か所(私立)あります。
令和4年度に立戸保育所となかはま保育所を統合し小方地区に新設する施設を認定こども園化します。

【2号認定】 市内には認可保育所が6か所(公立4, 私立2)、認定こども園が1か所(私立)あります。
令和4年度に立戸保育所となかはま保育所を統合し小方地区に新設するほか、公立・私立合わせて必要量を確保できるよう施設整備を進めます。

【3号認定】 公立保育所の再編のほか、令和3年度に私立の地域型保育事業(小規模保育施設)の整備を予定しています。2号認定と同様、公立・私立合わせて必要量を確保できるよう施設整備を進めます。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する13の事業があります。
このうち(12)と(13)以外の事業は、確保方策を定めることが義務付けられています。

事業名		令和6年度 確保方策	事業の概要
(1)利用者支援事業		基本型 1か所 母子保健型 1か所	子どもやその保護者、または妊娠している者が、教育・保育施設や子育て支援事業などを円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整など行う事業です。 令和2年度から基本型、母子保健型を各1か所で実施する予定です。
(2)地域子育て支援拠点事業		延26,400人	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を設け、子育てについての相談、情報提供、助言、子育てに関する講座の開催などを行う事業です。 子育て支援センターどんぐりHOUSE、さかえ子育て支援センター、松ヶ原こども館の3施設で実施しています。
(3)妊婦健康診査		対象 163人 健診回数 延2,282回	妊婦の健康の保持・増進のため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
(4)乳児家庭全戸訪問事業		対象 152人	生後4か月までの乳児のいる世帯すべての家庭に保健師などが訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。
(5)養育支援訪問事業		15人	児童への虐待や育児不安など、養育支援が特に必要な家庭を保健師などが訪問し、指導・助言などの支援を行い、家庭での適切な養育を確保する事業です。 令和3年度からの実施を予定しています。
(6)子育て短期支援事業	ショートステイ	延42日	保護者が疾病、疲労などの理由により、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで子どもを一定期間預かる事業です。 5施設に事業を委託して実施しています。
	トワイライトステイ	延50日	保護者が仕事などの理由により平日の夜間や休日に不在となり、家庭における子どもの養育が困難となった場合に、児童養護施設などで子どもを保護し、生活指導や食事の提供などを行う事業です。 令和2年度から施設に事業を委託して実施する予定です。
(7)ファミリー・サポート・センター事業	小学校低学年	延50回	乳幼児や小学生の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者を相互につなぐ事業です。 令和3年度から法人に事業を委託して実施する予定です。
	小学校高学年	延50回	
(8)一時預かり事業	幼稚園などの在園児対象	延14,600人	幼稚園や認定こども園で、通常の就園時間以外の時間や、就園日以外の日に在園児を預かる事業です。 大竹中央幼稚園とひまわりさかえこども園で実施しています。
	幼稚園などの在園児以外	延5,070人	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった幼児を、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 玖波保育所、知恩保育園、ひまわりさかえこども園、本町保育所、立戸保育所で実施しています。

事業名		令和6年度 確保方策	事業の概要
(9)延長保育事業		440人	保育の必要性の認定を受けて保育所や認定こども園に通う子どもに対し、通常の利用日・利用時間以外の日・時間に保育を実施する事業です。
(10)病児・病後児保育事業		延720日	病院・保育所などに設けた専用スペースにおいて、看護師などが一時的に病児・病後児の保育を行う事業です。 独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに委託して、病児・病後児保育室(愛称:にっしーくんハウス)を開設しています。
(11)放課後児童 健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校 低学年	258人	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対し、放課後などに適切な遊びや生活の場を提供し、心身の健全な育成を図る事業です。 ひかり児童クラブ(大竹小学校)、みどり児童クラブ(小方小学校)、あすなる児童クラブ(玖波小学校)で実施しています。
	小学校 高学年	35人	
(12)実費徴収に係る 補足給付を行う事業		実施	低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、幼稚園や保育所、認定こども園などにおいて保護者が実費で支払う日用品や文房具、副食材料費などの費用の一部を補助する事業です。 大竹市では、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の副食材料費に対する補助を行っています。
(13)多様な事業者の 参入促進・能力活用 事業			教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園において特別な支援が必要な子どもの受入体制構築の支援を行う事業です。 大竹市では、現在のところ計画期間中に実施の予定はありません。



第二期大竹市 子ども・子育て支援 事業計画(令和2～6年度) 概要版

発行:令和2年3月

編集・企画:大竹市 健康福祉部 福祉課

子ども・子育てに関するお問い合わせ

妊娠, 出産, 母子の健康や
栄養のこと子どもの
医療費のこと

保健医療課保健予防係
59-2140



ご用件をうかがい
関係部署や機関に
つなぎます。

小・中学校など
学校教育のこと

総務学事課教育指導係
59-2185

保育所, 認定こども園のこと
児童手当, ひとり親家庭への
支援のこと

その他子育て支援全般

福祉課児童係
59-2148



放課後児童クラブのこと
公民館などの家庭教育・
子育て支援講座のこと

生涯学習課社会教育係
28-5680

お子様の障害のこと

福祉課障害福祉係
(障害者相談)
59-2150



● 子どもや子育てに関する相談先 (☎…電話相談 ☺…対面相談)

名称	電話	開設日							受付時間	備考
		月	火	水	木	金	土	日		
☺☺ 家庭児童相談室	59-2151	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	9時~16時	祝日・ 年末年始 除く
☺ 巡回児童相談【要予約】		-	-	-	-	☆	-	-	☆第2金曜日10時~16時	
☎☺ 子育て支援センターどんぐりHOUSE<<利用者支援事業>>	54-0021	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	9時30分~12時 13時30分~16時30分	
☎☺ 大竹市こども相談室		◎	◎	◎	●	◎	-	-	◎8時30分~17時15分 ●8時30分~15時30分	
☺ 子育て相談ルーム(サントピア大竹1階)	直接お越しください。	☆	☆	-	-	-	-	-	☆第2月曜日・第4火曜日 13時~16時	
☎☺ 児童家庭支援センターコスモス【廿日市市】	0829-54-2112	◎	◎	◎	◎	◎	◎	-	9時~17時	
☎☺ 広島県西部こども家庭センター(児童相談所)【広島市】	082-254-0381	◎	◎	◎	◎	◎	-	-	8時30分~17時15分	
☎ 子育て・女性健康支援センター	082-870-5446 (不妊相談) 082-870-5445	-	◎	◎	●	◎	●	-	◎15時~17時30分 ●10時~12時30分	
☎ 児童相談所虐待対応ダイヤル	189	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	24時間対応	
障害者 相談 支援	障がい者相談支援センター	52-0167	◎	◎	◎	◎	-	-	8時30分~17時15分	祝日・ 年末年始 除く
	相談支援センターゆうあい	57-7500	◎	◎	◎	◎	-	-	9時~18時	
	地域活動支援センターみらい	59-0223	◎	◎	◎	◎	◎	-	9時~12時 / 13時~17時 ※緊急時は随時対応※電話相談は24時間対応	祝日・お盆・ 年末年始除く

● 保育所

名称	電話
大竹保育所	52-2268
本町保育所★	53-1995
立戸保育所★	53-5585
なかはま保育所	57-3355
玖波保育所★	57-7307
知恩保育園★	57-7322

● 認定こども園

名称	電話
ひまわりさかえこども園★	52-2522

★は一時預かり事業実施施設

● 幼稚園

名称	電話
大竹中央幼稚園	53-1144

● 地域子育て支援拠点

名称	電話
子育て支援センター どんぐりHOUSE	54-0021
さかえ子育て 支援センター	53-9766
松ヶ原こども館	57-8333

● 病児・病後児保育

名称	電話
病児・病後児保育室 につしーくんハウス	57-7183 (内線2700)

※利用に関するお問い合わせは福祉課児童係へ

大竹市の子育てに関する
情報をまとめた「市内の子育て情報」
の冊子を市ホームページで
ご覧になれます。

